

平成 25 年度第 3 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	3つのナンバーワン に共通して	中	区民くらし充実力UP	小	職員の人材育成について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 29 年 12 月報告）		
<p>研修報告書の整備 P. 48</p> <p>研修終了後に事業者から提出させる完了報告書（研修報告書）は、事業者によって様式が異なる。研修が効果的に実施されたかを検証するために報告様式を統一するなど、比較・検討できるよう工夫されたい。</p>				<p>人事課</p> <p>平成 29 年度から、受講生・事業者それぞれから提出を求めている研修報告書の様式及び運用方法を変更した。主な変更点として、受講生からの研修報告書は、研修内容を問う「受講者アンケート」（当日回収・無記名）と、研修成果を上司に報告する「研修報告書」（写しを人事課に提出）に分け、事業者からの研修報告書は、「受講者アンケート」との比較検証が可能な「研修実施レポート」（統一の報告様式）に改めた。</p> <p>一連の変更により、受講者・事業者双方の視点を踏まえ、「板橋区人材育成・活用方針－ひと創り2025－」にて掲げた「各職層に必要となる能力」を養うために適切な実施内容であったか（実施手法の妥当性）を検証できるようになった。また、「研修報告書」に設けた新たな項目により、受講生にどのような意識・行動の変化が起こったか（具体的成果）を把握できるようになった。</p> <p>これらの情報を基に研修内容の改善を図り、人材育成・活用方針にて掲げた職員像の実現に向け、効果的な研修を追求していく。</p>		

平成 26 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくり ナンバーワン	中	子育て力UP	小	子どもと母親の健康づくり について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 29 年 12 月報告）		
<p>妊娠・出産前後の支援を行う健康福祉センターの周知 P. 63</p> <p>健康福祉センターには保健師などの専門職員がおり、妊娠届出の際には保健師が面談を行い、妊娠に関する相談も行っている。区民に対して、健康福祉センターでは、安心して出産・子育てをしていくための支援を行っていることを積極的に広報されたい。</p>				<p>健康推進課</p> <p>平成28年度より、各健康福祉センター、健康推進課において、安心して出産・子育てをしていくための支援を行う「妊婦・出産ナビゲーション事業」を開始した。この事業は、母子保健相談員（保健師等の専門職）が妊娠したすべての妊婦に面接を実施し、面接後に、育児パッケージ（マザーズバッグ、食器セット、肌着セットのうち1品）を配付するものである。</p> <p>面接では、心身の状態や家庭状況を把握するとともに、妊娠期から出産後1か月ごろまでの時期に利用できるサービスや制度を記載した妊婦・出産ナビゲーションシートにより、各家庭の状況に応じた情報提供を行い、その際、一人ひとりの妊婦に、今後、当該母子を担当する健康福祉センターの担当保健師名を伝え、「何か困ったことがあれば、健康福祉センターの担当保健師までご連絡願いたい」旨をアナウンスし、気軽に健康福祉センターを利用できることを積極的にアナウンスしている。</p> <p>なお、健康福祉センター以外で妊娠届出をした方への事業の周知として、母と子の保健バッグの中に事業案内チラシを封入するとともに、母子健康手帳には、「大切なご案内」と記載したチラシを目立つよう挟み、交付の際には、職員から健康福祉センターでの面接を案内する一言を添えることで、健康福祉センターでの支援について周知を図っている。</p> <p>事業の周知により、平成28年度の健康福祉センターへの妊娠届提出率は、全体の28.3%から35.6%に増加した。妊娠届出者の面接実施状況は、79.7%であり、面接していない方への電話連絡を含めた</p>		

平成 26 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくり ナンバーワン	中	子育て力UP	小	子どもと母親の健康づくり について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 29 年 12 月報告）		
<p>育児学級の実施方法の改善 P. 64</p> <p>育児学級については、離乳食を始める時期までにできるだけ多くの保護者が参加できるよう、会場の確保、保育サービスの提供方法、キャンセルする場合のルールを整備するなど、希望の時期に受講できるよう、更に工夫を重ねられたい。</p>				<p>状況把握割合は、92.5%である。面接直後のアンケートでは、「妊娠期の生活や出産、子育てについて、必要なときには、今後も健康福祉センターへ相談しようと思えますか」の問いに98%の方が、「はい」と回答している。また、面接を受けた方へ出産後に実施したアンケートでは、「区の妊娠、出産、子育てに関するサービスや情報を知ることができた」が46.7%「妊娠、出産、子育てに関する不安や心配ごとが減った」という意見が24.6%、「実際に何らかのサービスを利用した、または必要時に備え登録をした」「実際に、相談したことがあった」が合わせて13.9%であった。</p> <p>平成28年度の健康福祉センターの事業では、母親学級の参加者が1.1倍に、妊婦歯科健診の利用者が1.3倍に増加している。地区担当保健師の妊産婦への家庭訪問件数は、1,358件であり、前年より92件増加した。</p> <p>引き続き、妊婦・出産ナビゲーション事業により、安心して出産・子育てをしていくための支援拠点としての健康福祉センターの積極的周知を進め、関係部署との連携体制を構築し、子どもを産み育てやすい環境と母子の健やかな健康づくりを推進する。</p> <p>健康福祉センター</p> <p>育児学級（平成28年度から「離乳食講習会」に名称変更）は、平成28年度に板橋健康福祉センター、上板橋健康福祉センター及び志村健康福祉センターの3センターで、それぞれ年間開催回数を1回増やし、全体で59回開催することとし、76名の定員増を行った。</p> <p>さらに、平成29年度からは、赤塚健康福祉センターの1回あたりの定員を2名増やし、</p>		

平成 26 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくり ナンバーワン	中	子育て力UP	小	子どもと母親の健康づくり について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 29 年 12 月報告）		
				<p>24名の定員増を行った。</p> <p>このことにより、現在の定員は、平成26年度当時から100名増の1,488名になった。</p> <p>受講人数についても、平成26年度は1,036名、平成27年度は1,106名、平成28年度は1,129名と伸びている。</p> <p>現在、保育サービスを利用する場合でも、申込みを断るケースはほとんど無く、希望通りに受講できていると認識している。</p> <p>また、平成29年度からは、区のホームページに講習会で使用しているテキストを公開しているが、講習会当日に口頭で説明している内容も盛り込んでおり、受講できなかった保護者にも講習会の内容が習得できるようになっている。</p> <p>離乳食講習会は、5か月児から8か月児頃までの保護者が対象であるが、平成27年度からは、9か月児から1歳6か月児の保護者を対象とした「離乳食から幼児食へのすすめ方」の講習会を5センターで、年間8回開催している。</p> <p>平成30年度からは、調理実習は行わないが、気軽に離乳食等について相談できる「離乳食・幼児食サロン」を板橋健康福祉センター、赤塚健康福祉センター、志村健康福祉センターの3センターで、年間8回開催する予定である。</p> <p>離乳食の相談については、各健康福祉センターの窓口や電話で随時行っているため、このことについても積極的にPRを行っていくとともに、「離乳食訪問お助け隊」や児童館等との連携も図りながら、今後も離乳食に関する知識の普及や指導及び相談を継続的に行っていく。</p>		

平成 26 年度第 3 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	3つのナンバーワン に共通して	中	区民くらし充実力 UP	小	プロポーザル方式による 契約
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 29 年 12 月報告）		
<p>プロポーザル方式による評価の基準の整備 P. 54</p> <p>最適な提案者を選定する評価基準については、選定の結果について正当に説明ができるだけの公正性、透明性、競争性を備えていなければならない。</p> <p>契約管財課においては、プロポーザル方式を実施するにあたり必要な事項を定めた区要綱と手引きの内容に、不明確な点や齟齬(そご)がないか確認するとともに、第一次並びに第二次審査の評価基準のあり方について検討し、所管課が実施要領を制定する際には、契約管財課に協議する等、チェック体制を整備されたい。</p>				<p>庁舎管理・契約課</p> <p>プロポーザル方式実施要綱とプロポーザル方式の手引きの不明確な点等を確認し、平成28年7月1日に要綱及び手引きを改正した。この改正により、所管課が実施要領等を策定前に庁舎管理・契約課に提出することを義務付け、チェックする体制を整備した。</p> <p>統一的な評価基準については、プロポーザル方式による案件がその特性により評価を行うポイントが異なることから個別に評価基準を設ける必要があるため、設定することができないものである。</p> <p>そのため、平成 28 年 7 月の手引きの改正で所管課において設ける審査項目、審査基準の例示を行った。さらに、平成 29 年 3 月に手引きを再度改訂し、募集要項に、参加資格要件や第一次及び第二次の審査項目、基準、配点を記載することを義務づけるとともに、共通審査項目や第二次審査項目として設定すべき項目とその配点割合等を具体的に明記した。</p>		

平成 27 年度第 2 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	あたたかい人づくりナ ンバーワン	中	医療・福祉力 UP	小	障がい者就労援助事業につ いて
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 29 年 12 月報告）		
<p>板橋区作業所等経営ネットワーク支援事業委託のプロポーザル実施における委託期間の設定 P. 39</p> <p>所管課においては、事業者の公平な参加機会を確保するため、一定の期間を区切ってプロポーザル方式等による事業者選定を検討されたい。</p>				<p>障がい者福祉課</p> <p>行政監査報告書の指摘を受け、平成29年度の板橋区作業所等経営ネットワーク支援事業委託について、板橋区プロポーザル方式実施要綱に基づき、平成29年1月から、プロポーザルによる事業者の公募を開始した。募集に対し3者の応募があり、従前の社会福祉法人日本キリスト教奉仕団から一般社団法人コミュニティベースドリハビリテーション協会に変更となった。</p> <p>契約事業者変更により、現在、業務改革に取り組んでいるところである。店舗運営体制を見直すとともに、区内事業者からの発注相談にも積極的に対応するため、「いたばし産業見本市」にも初めてブース出展し、区内事業者からの軽作業発注のための営業活動等にも取り組んでいる。委託契約期間は1年間であるが、これらの業務改革の取組を勘案し、板橋区プロポーザル方式実施要綱に基づき、最大5年の契約更新とする予定である。</p>		

平成 28 年度第 1 回行政監査結果に対する措置結果報告

監査 テーマ	大	いきいきかがやく元気 なまち	中	光輝く板橋ブラ ンド・産業活力	小	観光振興と都市交流事業 について
指摘・要望事項概要				措置結果報告（平成 29 年 12 月報告）		
共催事業における透明性の向上（区民まつり） P. 43 区民まつりの決算については、観光協会から区に報告されているが、くらしと観光課は、会計の透明性を高めるため、広く区民に公表することが必要である。				くらしと観光課 平成 28 年度の決算報告は、平成 29 年 5 月 30 日の板橋区観光協会総会終了後、板橋区観光協会ホームページに掲載をした。併せて、平成 27 年度の決算報告についても、掲載を行った。		
共催事業における透明性の向上（いたばし花火大会） P. 44 いたばし花火大会の決算については、観光協会から区に報告されているが、くらしと観光課は、会計の透明性を高めるため、広く区民に公表することが必要である。				くらしと観光課 平成 28 年度の決算報告は、平成 29 年 5 月 30 日の板橋区観光協会総会終了後、板橋区観光協会ホームページに掲載をした。併せて、平成 27 年度の決算報告についても、掲載を行った。		